

## 介護サービスを利用するには

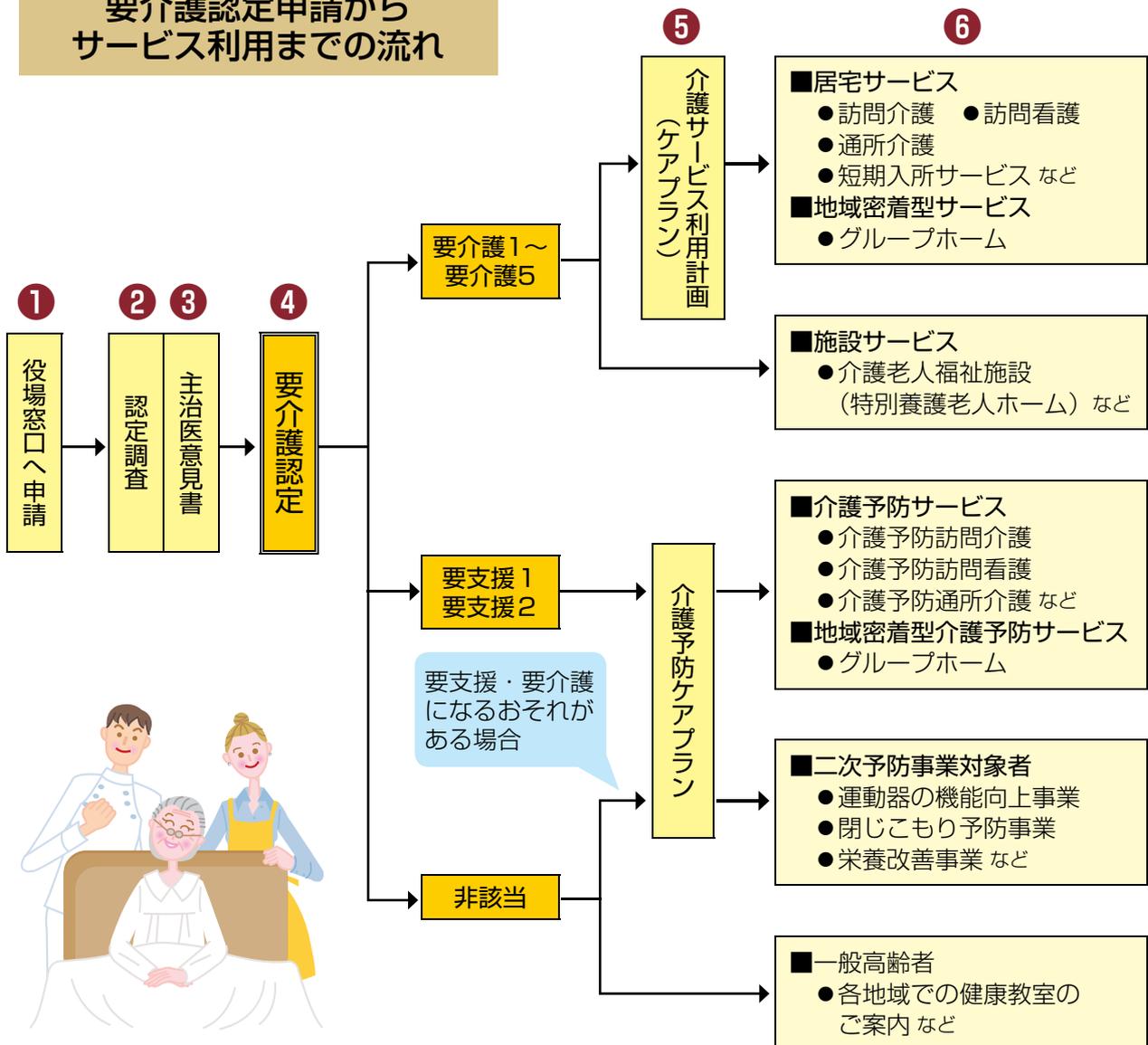
- ① 介護サービス利用を希望する方は、役場の窓口で「認定の申請」をします。（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が申請を代行することもできます。）  
申請の際は、「介護保険被保険者証（緑色の保険証）」と「普段かかっている病院と担当の医師名」を確認します。
- ② 本人の認定調査を実施します。調査は自宅で行いますが、入院中などの場合は入院先の病院で行うこともあります。
- ③ 申請の際に確認した「普段かかっている病院と担当の医師」が意見書を作成します。
- ④ 介護認定審査会で審査し、介護が必要な度合い《介護度》を認定します。
- ⑤ 認定結果が出たら、ケアマネージャーが「ケアプラン」を作成します。ケアプランが無いと、介護サービスは利用できません。（施設の場合は、施設にケアマネージャーがいます。）
- ⑥ ケアプランに沿って、サービスを利用します。

# 介護保険 申請手続きと サービスのご案内

介護保険制度は、介護サービスが必要になった方がサービスを利用し、自立した日常生活を営むための支援をみなさんで支える制度です。



## 要介護認定申請から サービス利用までの流れ



## 介護サービスの種類と町内の提供事業所一覧

町内にある介護サービス事業所と提供されるサービス内容です。事業所は自由に選ぶことができます。

### ケアプランの作成

ケアマネージャーが、利用者・家族・サービス事業者と話し合いを行い、サービス計画（ケアプラン）を作成します。状態に合わせてどの種類のサービスを何回利用するか利用者や家族の希望を尊重したうえで作成します。

#### 居宅介護支援（要介護の方）

■ 標茶町指定居宅介護支援事業所（ふれあい交流センター内）  
☎485-0084

■ 標茶地域ケアプラン相談センター（ふれあい交流センター内）☎485-0783

■ 標茶町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（福祉センター内）☎485-2503

■ 居宅介護支援こすもす ☎487-2261 ■ 指定居宅介護支援あさひ ☎485-0110

■ 居宅介護支援事業所すずらん ☎485-5100

#### 介護予防支援（要支援の方）

■ 標茶町地域包括支援センター（ふれあい交流センター内）  
☎485-1515

### 自宅で受けるサービス

#### 訪問介護（要介護の方）

#### 介護予防訪問介護（要支援の方）

ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつの世話、調理・洗濯などの生活上の援助をします。ただし、本人以外のために行うことや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外です。

#### 【対象外の例】

- ・本人が使わない部屋の掃除
- ・本人の物以外の洗濯
- ・本人以外の方の食事の準備
- ・ペットの世話
- ・庭の草むしり
- ・外出中の留守番
- ・部屋の模様替え など

■ 訪問介護こすもす ☎487-2256

■ ホームヘルプステーション いちご ☎485-5050

■ ホームヘルプステーション すずらん ☎485-5100

#### 訪問リハビリ（要介護の方）

#### 介護予防訪問リハビリ（要支援の方）

理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリテーションを受けます。

■ 町立病院 ☎485-2135

#### 訪問看護（要介護の方）

#### 介護予防訪問看護（要支援の方）

主治医の指示に基づき、訪問看護師が訪問して、療養上の世話をうけられます。

■ 標茶地域訪問看護ステーション（ふれあい交流センター内）☎485-0783

### 施設へ通うサービス

#### 通所介護（要介護の方）

#### 介護予防通所介護（要支援の方）

デイサービスセンターで、食事・入浴の介助など日常生活上の支援や、生活向上のための支援を日帰りで受けます。

■ 標茶町デイサービスセンター ☎485-1859

■ デイサービスつどい ☎485-5511

■ ディサービスひだまり ☎485-5111

#### 通所リハビリ（要介護の方）

#### 介護予防通所リハビリ（要支援の方）

病院や診療所などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを受けます。

■ 町立病院 ☎485-2135

#### ● 町内に事業所が無い介護サービスとして

- 福祉用具レンタル
- 介護老人保健施設
- 訪問入浴介護

などがあります。ケアプランを作成する際に必要と判断された場合に、近隣市町村のサービス事業所を利用することができます。

### グループホーム

#### 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練がうけられます。

※要支援1の方は利用できません

■ グループホームむつみ ☎485-5511

■ グループホームほづらの家 ☎485-1165

### 施設で受けるサービス

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や療養上の世話をうけられます。

※要支援1、2の方は利用できません。

#### 短期入所生活介護（要介護の方）

#### 介護予防短期入所生活介護（要支援の方）

在宅の方が介護老人福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や機能訓練をうけられます。

■ 特別養護老人ホームやすらぎ園 ☎485-3501

■ 問い合わせ：役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線137）